

主な「受検の手引」販売先一覧表

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつげんビル 5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-17-10 三愛ビル 5F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪府中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリーズビル 8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイトビル 4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川 24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

平成29年度 2級建設機械施工技術検定試験(学科試験のみ)

受検の手引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
TEL 03-3433-1575 (平日9:30~12:00、13:00~17:30)
FAX 03-3433-0401

「受検の手引・申込用紙」共で1部500円(郵送で請求のときは送料共で1部750円)
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

平成29年度 2級建設機械施工技術検定試験(学科試験のみ)

(建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験)

受検の手引

受付期間 平成29年3月3日(金)~4月3日(月)
締切日(4月3日(月))の消印まで有効

学科試験日 平成29年6月18日(日)

学科試験地 ・北広島市 ・滝沢市 ・東京都 ・新潟市 ・名古屋市
・大阪市 ・広島市 ・高松市 ・福岡市 ・那覇市

- 学科試験地は会場の都合により変更する場合があります -

【注意】

- ※この手引は、2級の「学科試験のみ」の申込者専用です。
- ※この手引によって学科試験の受検申込をした場合、平成29年度の学科試験に合格しても、平成29年度の実地試験を受検することはできません。
- ※2級の実地試験を受検するのに必要な実務経験年数があり、平成29年度に学科試験及び実地試験を受検する場合には、別の受検の手引「2級建設機械施工技術検定試験(学科試験・実地試験)」によって受検の申込をしてください。
- ※この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。
- ※当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。
- ※受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的としています。建設業法第27条に定める技術検定制度に基づいて、国土交通大臣指定機関として一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

平成27年12月16日付けで、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成27政令第420号）及び関係省令・告示が公布・施行されたことにより、平成29年度の2級建設機械施工技術検定試験（学科試験のみ）は、平成30年3月31日時点で17歳以上になる者が、実務経験を積む前に受検できるものです。

この「学科試験のみ」に合格したものは、定められた有効期間内に所定の受検資格を満たすと、実地試験を受検することができます。学科試験及び将来受検する実地試験の両方に合格し、所定の手続きを行うことにより国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められます。

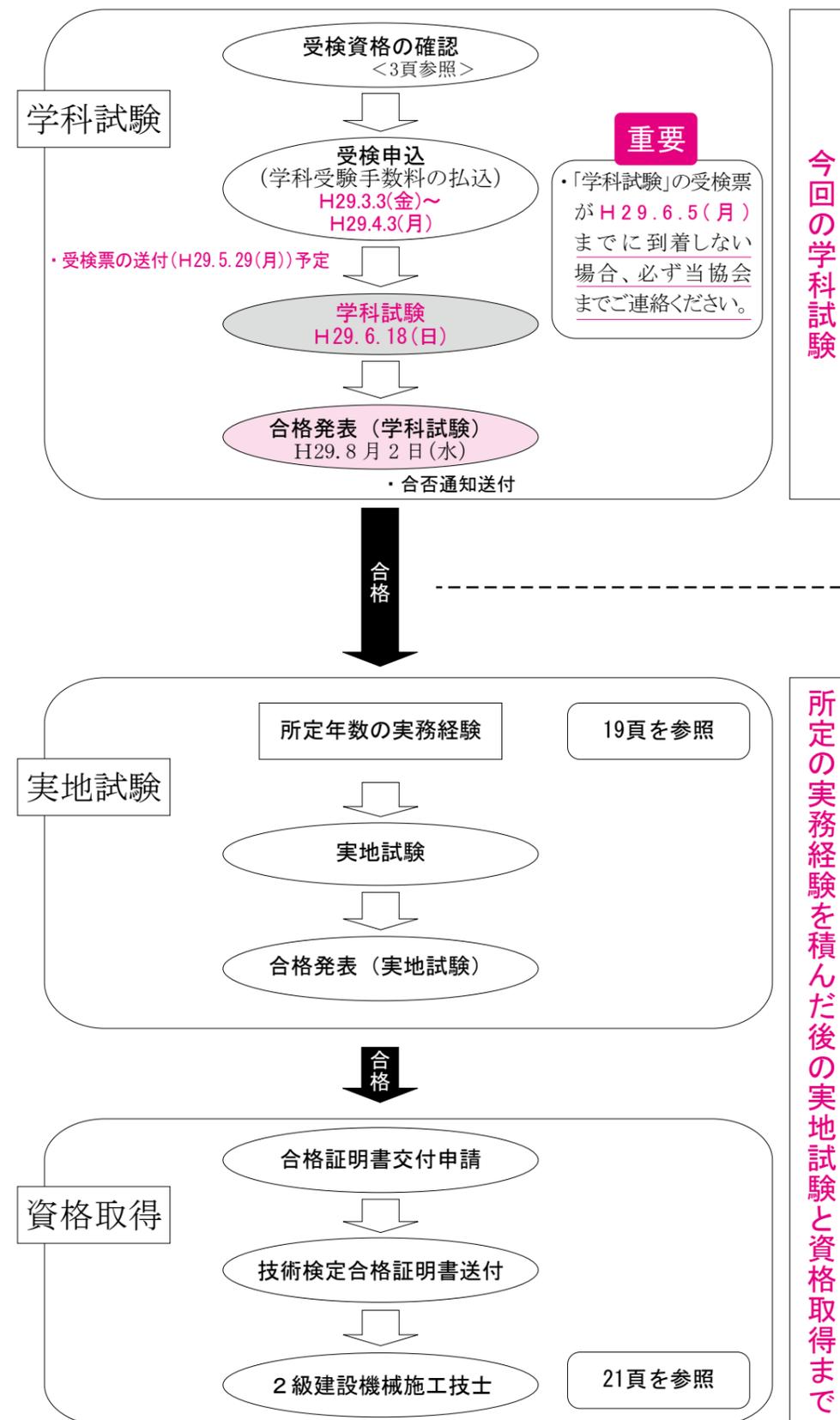
注) 1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受験希望地」等の文言を使用しています。

2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は諸般の情勢により変更となる可能性があります。

目次

2級建設機械施工技士の資格取得まで	2
1. 受検資格と申込に必要な書類	3
2. 受検種別（建設機械の種類）について	4
3. 試験の方法及び内容	4
4. 試験の日時及び試験地	7
5. 受験手数料	7
6. 受検申込について	8
7. 住所変更等について	9
8. 受験地変更について	9
9. 受検の取り消しについて	9
10. 学科試験当日の注意	9
11. 合格発表及び通知	10
12. 不正行為に対する受検禁止措置	11
13. 身体に不自由がある場合の試験当日の配慮について	11
14. 申込書類の作成方法（記入例）	12
15. よくある質問	17
16. 実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について	19
17. 参考	20
※変更届	24

2級建設機械施工技士の資格取得まで 注)月日まで記載の事項については、実施上変更する場合があります。



2級建設機械施工技術検定（学科試験のみ）

1. 受検資格と申込に必要な書類

- (1) 受検資格：平成30年3月31日時点で17歳以上となる者
 (2) 申込に必要な書類：以下の①～⑤

①	受検申請書類 2枚
	履歴票・受検申請書1枚 写真票・受験手数料振替払込受付証明書貼付書1枚 ○同封の指定用紙を使用してください。
②	受検申込書 1枚（コンピュータ入力票）
	○同封の指定用紙を使用してください。
③	本籍地記載の住民票 1通
	○取得後3ヶ月以内で、本籍地記載のもの。 ○住民票のコピーは不可。 ○外国籍の方は国籍・通称名記載のものが必要です。
④	パスポート用カラー証明写真 1枚
	○縦4.5cm×横3.5cm、カラー写真でフチなしに限る。 ○申請前6ヶ月以内に撮影した写真。 ○無帽で正面を向いて（概ね肩より上）顔全体がはっきり見え、本人と確認できる写真。 ○以下の写真は使用できません。 ・背景や影があるもの ・メガネが反射して目が見えないもの ・髪が目にかかっているもの ・パソコン等で普通紙にプリントしたもの ・スナップ写真 ○写真の裏に、氏名、受検する級、希望受験地を記入してください。 ○写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。 （セロテープ使用不可）
⑤	受験手数料振替払込受付証明書
	○郵便局の窓口で、10,100円または20,200円を同封の振替払込用紙で必ず個人別に払い込んでください。（払込手数料は本人負担となります。） ○振替払込受付証明書を受検申請書類の振替払込受付証明書貼付欄にはがれないよう全面のり付けしてください。 ○振替払込請求書兼受領証は受検者本人が保管してください。（領収書に代えさせていただきます。） ○ATM（現金自動預払機）を利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、その原本を振替払込受付証明書貼付欄に全面のり付けしてください。本人の控えとして必ずコピーを取ってください。 ○インターネットや電信振替での振込は受付けておりませんのでご注意ください。

（注意）すでに2級建設機械施工技術士の資格を取得されている方は、同一種別の再受検はできません。

申込に必要な書類に不足があると受検できません。

2. 受検種別（建設機械の種類）について

2級の建設機械施工技術検定試験は、次の6つの種別で実施します。

最大2つの種別まで受検できますが、学科試験の時間割（7頁）の関係から、奇数種別と偶数種別それぞれから1つの種別の選択となります。

受検可能な種別の組合せは、第1種と第2種、第1種と第4種、第1種と第6種、第2種と第3種、第2種と第5種、第3種と第4種、第3種と第6種、第4種と第5種、第5種と第6種の9通りとなります。

種別	内容
第1種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダーによる施工
第4種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上げ機等による施工
第6種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

注) 試験の方法及び内容については、4頁～6頁を参照してください。

3. 試験の方法及び内容

この手引による受検資格での2級建設機械施工技術検定試験は、学科試験のみを行います。

各種別について、それぞれ土木工学、建設機械原動機、石油燃料、潤滑剤、法規、建設機械、建設機械施工法についての択一式により行います。

試験種別は、第1種から第6種までの6つの種別に細分して行います。2つの種別まで同時に受検することができます。

※学科試験の時間割（7頁）の関係上、2つの種別を受検する場合、「第1種、第3種、第5種」の奇数から1つ、「第2種、第4種、第6種」の偶数から1つの種別の受検になります。

○学科試験は「共通問題」と「種別問題」で構成されています。

○「共通問題」は、全ての学科受検者が受検しなければなりません。

○「種別問題」は、受検者が選択した1つあるいは2つの種別についての試験です。

○共通問題と種別問題のいずれか、あるいは両方を受検しなかった場合は「欠席扱い」となります。

○共通問題を欠席した場合、種別問題は受検できません。

試験区分		試験科目	試験基準
学科試験	共通	土木工学	1 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
		建設機械原動機	1 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。
		石油燃料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
		潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
		法規	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。
	第1種	トラクター系建設機械	1 トラクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 トラクター系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		トラクター系建設機械施工法	1 トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 トラクター系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
	第2種	ショベル系建設機械	1 ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 ショベル系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 ショベル系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		ショベル系建設機械施工法	1 ショベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 ショベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 ショベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 ショベル系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
	第3種	モーター・グレーダー	1 モーター・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーの運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 モーター・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		モーター・グレーダー施工法	1 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

学科試験	第4種	締め固め建設機械	1 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 締め固め建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 締め固め建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		締め固め建設機械施工法	1 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 締め固め建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
	第5種	ほ装用建設機械	1 ほ装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 ほ装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 ほ装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		ほ装用建設機械施工法	1 ほ装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 ほ装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 ほ装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 ほ装用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
	第6種	基礎工事用建設機械	1 基礎工事用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		基礎工事用建設機械施工法	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

4. 試験の日時及び試験地

試験区分	日	時
学 科	平成 29年 6 月 18日(日) 午前 9 時 15 分 ～	

(1) 試験の実施場所

学科受験地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	北(北 海 道)	滝(岩 手 県)	東 京	新 潟	名 古 屋	大 阪	広 島	高 松	福 岡	那 覇

(2) 学科試験当日の時間割 (予定)

試験区分	入 室	試験準備 (試験問題配布等)	試験時間
共通問題注)1 (択一式)	時 分 9 : 15	時 分 時 分 9 : 15～ 9 : 30	時 分 時 分 9 : 30～10 : 30
種別問題(第2・4・6種)注)2 (択一式)	11 : 15	11 : 15～11 : 25	11 : 25～12 : 25
昼 休 み		12 : 25～13 : 25	
種別問題(第1・3・5種)注)3 (択一式)	13 : 25	13 : 25～13 : 35	13 : 35～14 : 35

択一式：四肢択一でマークシート方式での解答となります。

注)1. 全ての学科受験者が受験しなければなりません。

注)2. 3. 1時間目の共通問題を欠席した場合、2時間目あるいは3時間目の種別問題を受験することはできません。

5. 受験手数料

1つの種別を受検	10,100 円
2つの種別を受検	20,200 円

- ・受験手数料は、指定の郵便振替払込用紙で必ず個人別に払込み、郵便振替払込受付証明書を指定箇所に全面にのりづけしたものを貼付してください。ATMを利用して払込む場合は、ご利用明細票の控えとして必ずコピーをとり、その原本を貼付してください。
- ・インターネットバンキング及び電信振替による払込み手続きは受付できません。
- ・試験当日に欠席した場合、受験手数料は返還しません。

6. 受験申込について

1) 受付期間

平成 29年 3 月 3 日(金) ～ 平成 29 年 4 月 3 日(月) 消印有効

2) 提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

3) 受験申込方法

- ①受験の申請は、申請書類一式を指定の申込み用封筒（オレンジ色）に入れ、必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便として、郵送してください（ポストに投函しないでください）。
- ②4月3日（月）の消印までの申請が有効です。4月3日以降の消印の申請は受け付けられません。
- ③郵便局窓口での郵便振替業務（受験手数料の払込み）は午後4時までですので、注意してください。
- ④受験手数料の払込み時に郵便局から渡される「払込金受領証（お客様用）」は紛失しないように保管してください。当協会から領収書の発行はいたしません。
- ⑤同じ会社や学校で複数の受験申請者がいる場合でも、必ず各受験申請者で個別に簡易書留郵便として郵送してください。
- ⑥当協会では、申請書類の到着確認はできません。郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載されている「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で各自確認してください。
- ⑦受験申請書類の直接持参は受付できません。また、宅配便等を利用した申込みも受付できません。
- ⑧受験申請書類は一括同封して送付しないと、受験できないことがあります。
- ⑨受験申請書類に不備等（記入漏れ、誤記等）があった場合には、受験できないことがあります。
- ⑩受験資格のない受験申請者、書類不備等により受験できない受験申請者には、受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を、現金書留で受験申請者が指定した郵便物送付先住所に送付します。
- ⑪提出書類は返却いたしません。

4) 受験票等（ハガキ）の送付について

平成29年5月29日(月)送付予定

平成29年6月5日（月）までに受験票が郵便物送付先住所に届かない場合は、必ず当協会へ連絡してください。

7. 住所変更等について

郵便物送付先住所、氏名、本籍等に変更がある場合には最終頁（24頁）の用紙をコピーし、必要事項を記入の上、送付してください。

なお、氏名、本籍の変更の場合には戸籍抄本を同封し、簡易書留郵便にて送付してください。住所変更は郵便物送付先住所を変更する場合のみ届出が必要です。

8. 受験地変更について

受験地の変更は、できません。ただし、転勤・住所変更等のやむを得ない理由で変更を希望する場合は、最終頁（24頁）の変更届を用いて**平成29年6月5日（月）（必着）**までに以下の①～③を簡易書留郵便または事前に試験部に電話連絡の上、FAXで送付してください。**上記期日以降の変更は認めません**ので、十分注意してください。

- ①変更届
- ②受検票のコピー（到着していない場合は不要です）
- ③変更理由の証明となるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

なお、変更が認められた受検者には、当協会から連絡いたします。

9. 受検の取り消しについて

平成29年6月5日（月）（必着）までに文書による受検辞退の届出があった場合のみ、受検の取り消しができます。受検の取り消しをしたい場合は、当協会にご連絡ください。手続き方法を案内します。

届出を受理した場合、受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を現金書留にて郵便物送付先住所に返還します。**上記の期限を過ぎて受検を取り消す場合は「欠席」扱いとなり、受験手数料の返還はありません。**なお、届出が受理された後は、その届出を撤回して受検することはできませんので、ご注意ください。

10. 学科試験当日の注意

試験当日持参すべきものをもう一度よく確かめて遅刻などのないよう早めに試験場に来場してください（あらかじめ交通機関、経路、所要時間等を調べておいてください）。

なお、協会から指定した場合以外試験場及びその付近には駐車できません。

また、駐車違反等の呼び出しで試験室を離れると再入室はできません。

(1) 持参するもの

- 1) 受検票（受検票を忘れることのないよう自宅を出る前にもう一度よく確かめてください。）
- 2) 筆記具（黒鉛筆（HB、B）又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム）

※マークシートにボールペンは使用できません。

- 3) 写真付きの身分証明書（学生証や運転免許証等）

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、9時00分までに来場し、受検票の番号によって指定された試験室に入室し、その番号の席につき、受検票を机の上に置いてください。
- 2) 受検票を紛失された方は、必ず受付で再発行の手続きをしてください。
なお、再発行を受ける際には、写真付きの身分証明書（学生証や運転免許証等）を提示してください。再発行された受検票は、試験が終わった後も大切に保管してください。
- 3) 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- 4) 試験室では、携帯電話の使用はできません。電源を切り、しまっておいてください。
- 5) 試験開始30分経過後（30分以上遅刻）の者は、受検できません。
- 6) 試験開始後30分以内及び試験終了前10分間は退出できません。
- 7) 不正行為があった場合及び試験監督者の指示に従わない場合は退場させます。
- 8) 試験問題は、試験終了時刻まで在席した方のうち、希望者は持ち帰ることができます。なお、**試験問題と解答は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。**
- 9) 喫煙は、指定の場所以外のところでは厳禁です。

(3) 試験中止等について

大規模災害等により試験を中止又は試験時間の繰り下げ等を行う場合は、当協会のホームページでお知らせします。

11. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定

- 1) 学科試験 平成29年8月2日（水）（予定）
（発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします）

2) 合格発表の場所

下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。

- ① 一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
- ② 国土交通省（各地方整備局、北海道開発局）
- ③ 内閣府沖縄総合事務局
- ④ 一般社団法人沖縄しまたて協会
- ⑤ 一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <http://www.jcmanet.or.jp/shiken/>

- (2) 合否の通知（合格発表日より数日しても通知が届かない場合は、当協会へご連絡ください。）
学科試験の合格者に対しては、当協会から本人あてに合格通知書を送付します。また、不合格者に対しても、その旨本人あてに通知します。**欠席者には通知しません。**

合格通知書は、実地試験の受検申込の時に必要になるので、必ず保管してください。

(3) 合否の問合せ

合否については、本人への通知及び当協会のホームページに掲載（合格者の受検番号）します。**合否の問合せ及び採点内容に関する問合せには一切応じられません。**

12. 不正行為に対する受検禁止措置

不正の手段による受検については、合格の取消し又はその受検を禁止することとなります。また、その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受検を禁止されることがあります。

13. 身体の不自由がある場合の試験当日の配慮について

(1)身体の不自由等により、試験当日の配慮が必要な場合は、**受検申込の際に、以下の書類を同封**してください。

- ①「特別措置に関する申出書」
- ②身体の不自由等の程度を証明するもの（医師の診断書、障害者手帳の写し等）

(2)上記①「特別措置に関する申出書」は、当協会から送付しますので、電話（03-3433-1575）で連絡してください（電話の受付期限は平成29年3月24日（金）です）。

(3)上記①、②を同封する場合でも、**受検申込の期限は通常の場合と同じ**（平成29年4月3日（月）消印有効）ですので、遅れないようにしてください。

(4)予定している特別措置は以下の通りですが、会場の都合等によって対応できない場合があります。

- ①車椅子で利用可能な机の提供
- ②試験会場への自家用車の乗り入れ
- ③補聴器の持参使用
- ④拡大鏡の持参使用
- ⑤注意事項の文字による伝達
- ⑥その他

(5)付添者の試験室への入室は、原則として認めません。

2 級（学科試験のみ）

14. 申込書類の作成方法

誤って記入した箇所は、二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

受検申請書・履歴票の記入にあたっての注意及び記入例

- ・ 年齢は **平成29年3月31日現在** で計算してください。
- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- ・ 提出には、必ず同封の専用封筒を使用してください。なお、この場合封筒にも受験地名、差出人の住所、受検申請者の氏名をご記入してください。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

① ②

29 **2級** (学科のみ)

2級技術検定受検申請書
2級の技術検定(学科試験のみ)を受けたので、関係書類を添付して申請します。

平成29年4月1日

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

氏名 **梶原 太郎**

第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
種	種	種	種	種	種

学科試験受験希望地 **東京**

履歴票

受験地	東京	受検番号	※記入不要
フリガナ	カジワラ タロウ	生年月日	昭和10年11月3日生 (満18年4ヶ月)
氏名	梶原 太郎	年齢	18年
フリガナ	トウキョウオウミナトクトクシバシコウエエン	住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
住所	東京 港区芝公園3-5-8	勤務先	芝公園大学 工学部 機械工学科
勤務先または在学中の学校名	芝公園大学 工学部 機械工学科	勤務先住所または在学中の所在地	〒000-XXXX 東京都 区△△△△1-1-1
最終学歴	東京 区△△△△1-1-1	卒業年月	昭和 平成

A票

年齢は平成29年3月31日現在で計算してください。

学科の希望受験地を記入してください。

氏名、本籍、生年月日、現住所は住民票に記載されているとおり記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

勤務先は、現在所属している部課名まで記入してください。現在通学している場合はその学校名を記入してください。所在地は郵便番号、番地まで正確に記入してください。

社会人の方は、最終学歴(学校教育法によるもの) 学校名、学部・学科名、卒業年月を記入してください。現在、在学中の場合は記入不要です。

必ず受検者本人が、手書きで署名し、押印してください。

申込日

受検種別を○で囲んでください。(この例は2つの種別を受検する場合の例です)

誓約欄 この記入内容に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約します。

梶原 太郎 **押印**

郵便振替払込受付証明書貼付欄・写真票の記入にあたっての注意及び記入例

- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申込者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

⑥ 「郵便振替払込受付証明書」を貼付してください。

・ATMで払込んだ場合は、「ご利用明細票」の**原本**を貼付してください。明細票の**コピーを必ず取って**保管してください。

記入例は、払込受付証明書を貼付した状態です。

④裏

⑤表

受検種別を○で囲んでください。(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

必ず受検者本人が、手書きで記入してください。

左に書かれている写真の条件をご確認の上、貼付ください。それ以外のものは、認めませんのでご注意ください。

29

受検番号 **00170-5-71122**

郵便振替払込受付証明書 (払込人→郵便局→払込人)

振替番号 00170-5-71122

別名 一般社団法人 日本建設機械施工協会

金額 202000

払込人住所氏名 芝公園大学 梶原太郎

受付局日附印 芝公園 29.4.1

受検申込書貼付欄

学科希望受験地 **東京**

氏名 **梶原太郎**

条件

- 縦4.5cm×横3.5cmに限る。
- 申請前6ヶ月以内に撮影したフチなしの写真。
- 顔で正面を向いて(横顔より上)顔全体がはつきり見え、本人と確認できる写真。
- 以下の写真は使用できません。
 - ・ 帯巻や影があるもの
 - ・ メガネが反射して目が見えないもの
 - ・ 髪が目にかかっているもの
 - ・ パンク系などのファッション写真
 - ・ スナップ写真
- 写真の裏に氏名、受検する職名、希望受験地を記入してください。
- 写真貼付欄には貼付しないこと(裏面にシロテープ使用不可)

29

2級 (学科のみ)

平成29年度技術検定 写真票

フリガナ **カジワラ タロウ**

氏名 **梶原太郎**

受検番号

注) 必ず申請者本人が手書きで、ご署名ください。

種別	1	2	3	4	5	6
第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第6種

出欠状況

区	出	欠
学	通	種
科	種	種

出欠状況

出	欠
区	種
学	種
科	種

4.5cm

3.5cm

29年4月1日撮影

注) この大きさ以外は無効。

※押印は、記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

学科試験の受験手数料

- ・ 1つの種別を受検する場合 10,100円
- ・ 2つの種別を受検する場合 20,200円

受検者の氏名を必ず記入してください。

撮影日を必ず記入してください。(申請前6カ月以内)

15. よくある質問

2級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（4月3日（月））の消印有効です。（個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。コピーは不可です。

Q 住民票、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、取得後3ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を用意してください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 発送日は平成29年5月29日（月）の予定です。6月5日（月）までに到着しない場合はご連絡ください。

Q 実地試験の受検に必要な実務経験年数はありますが、この「学科試験のみ」を受検することはできますか？

A できます。この「学科試験のみ」は、年齢条件さえ満足すれば、実務経験の有無に関係なく受検できます。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。試験会場の住所は、受検票に記載しております。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。それ以外の期間は、公表いたしておりません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、郵便物送付先住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」最終頁（24頁）の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。なお、現住所の変更の届出は不要です。
※9ページ「住所変更等について」を参照してください。

Q 学科試験の合格基準について、詳しく教えてください。

A 2級学科試験は、「100点（択一式共通問題50点、種別問題50点）を満点とし、総得点で60点以上を取得した者」が合格となります。

Q 学科試験は8月2日（予定）に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 実地試験はいつ受検できるのですか？

A 必要とする実務経験年数を満足すれば受検できます。
※19ページ「実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について」を参照してください。

Q 実地試験はいつまで受検できるのですか？

A 学科試験合格後、11年以内（今回はH40年度まで）の連続する2年間は受検できます。
※19ページ「実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について」を参照してください。

Q 実地試験にも合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。学科試験のみの合格では運転できません。
※22ページ「表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係」を参照してください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (9:30~12:00、13:00~17:30)
なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

16. 実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について

(1) 資格取得に必要な条件

この手引によって受検できるのは学科試験までです。資格を取得するには、実地試験にも合格する必要があります。実地試験の受検には所定の年数の実務経験が必要です。実地試験の受検に必要な実務経験年数は、下表に示すとおりです。

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
(イ)	学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」と称する者	卒業後、受検しようとする種別に6ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上	卒業後、受検しようとする種別に9ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して1年6ヶ月以上
(ロ)	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校(5年制)卒業 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に1年6ヶ月以上 ②同上の経験が1年以上1年6ヶ月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上
(ハ)	学校教育法による ・高等学校卒業 (※高卒認定試験合格者等について) ・専門学校を卒業した者 (「高度専門士」「専門士」を除く)	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に3年以上 ②同上の経験が2年3ヶ月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6ヶ月以上
(ニ)	その他の者	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に6年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上	

※高卒認定試験合格者等について

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、文部科学省（旧文部省）が実施していた以下に示す①から④の試験に合格した者（以下「高卒認定試験合格者等」）を含みます。

- ① 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験
- ② 旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定
- ③ 旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定
- ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験

(2) 学科試験（今回の学科試験）合格者の実地試験の受検について

- ① 学科試験（今回のH29学科試験）の合格後、所定年数の実務経験があれば、次年度（H30年度）から11年以内（H40年度まで）の連続する2年の実地試験を受検することができます。
- ② 例えばH29年度の学科試験に合格し、所定の実務経験年数を満足してH36年度に実地試験を受検して不合格（欠席を含む）の場合、H37年度に限り再度実地試験を受検することができます。
- ③ 上記②の場合においてH37年度も不合格（欠席を含む）の場合、H38年度以降は学科試験から受検する必要があります。
- ④ 実地試験で受検できる種別は、学科試験で合格した種別に限ります。

17. 参考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

営業所、工事現場に配置する技術者

許可を受けている業者	指定建設業		その他 (左記以外の22業種)			
	土木工事業 建築工事業 管工事業 鋼構造物工事業	舗装工事業 電気工事業 造園工事業				
建設業の許可制度	許可の種類	特定	一般	特定	一般	
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,000万円以上 注)1	4,000万円未満 注)1	4,000万円以上は契約できない 注)1	4,000万円以上	4,000万円未満
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が3,500万円以上のときに必要 注)2				
資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない	必要ない	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない	
監理技術者講習受講の必要性	必要ない	必要ない	必要ない	必要ない	必要ない	

- 注) 1. 建築一式工事の場合は6,000万円
2. 建築一式工事の場合は7,000万円

(2) 合格者の称号及び処遇等

この試験（学科試験）に合格し、所定の年数の実務経験（19ページの表参照）を積んで実地試験を受検して合格すると、次のような資格が得られます。（国土交通省関係）

- 1) 所定の手続きにより、国土交通大臣から「2 級（建設機械施工）技術検定合格証明書」が交付され、「2 級建設機械施工技士」の国家資格が得られます。
- 2) 建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業となっています。
 - ① 2 級建設機械施工技士は、請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、「一般建設業」の許可を得る場合に、営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
 - ② 2 級建設機械施工技士は、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者になれます。
 - ③ また、公共性のある工作物に関する重要な工事で、一定金額以上の工事現場においては、専任の主任技術者になれます。

※学科試験の合格のみでは、これらの資格は得られません。実地試験にも合格する必要があります。

(3) 合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。（詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。）

- 1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査者（事業内検査者）としての資格が得られます（事業者を除く）。特定自主検査者の関係は、表 1 のとおりです。
 なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（建荷協）の支部等にお問合せください。
- 2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。
 各種運転技能講習との関係は、表 2 のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問い合わせください。
- 3) 1 級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施行規則第 6 条第 17 号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されます。

表 1 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める特定自主検査者との関係
 ○印は有資格者
 △印は検査者として必要な講習科目を一部免除
 （事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。）

事業内検査の資格種類	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用）	車両系建設機械（締め固め用）	車両系建設機械（基礎工事業用）	車両系建設機械（コンクリート打設用）	高所作業台車	不整地運搬車
1 級建設機械施工技士	○	○	○	△	△	○
2 級建設機械施工技士	第 1 種	○	△	△	△	○
	第 2 種	○	△	△	△	○
	第 3 種	○	△	△	△	○
	第 4 種	△	○	△	△	○
	第 5 種	△	△	△	△	○
	第 6 種	△	△	○	△	○

表 2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係
 ○印は有資格者
 △印は必要な講習科目を一部免除
 ×印は免除なし

技能講習の種類	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	車両系建設機械（基礎工事業用）運転技能講習	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習	高所作業台車運転技能講習	ショベルローダー等運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習	地山の掘削作業主任者技能講習
1 級建設機械施工技士	○ ただし、2 級の第 1 種又は第 2 種に相当する操作施工法を選択した者 △ 上記以外の者	○ ただし、2 級の第 6 種に相当する操作施工法を選択した者 △ 上記以外の者	注) ○(△) ただし、2 級の第 2 種に相当する操作施工法を選択した者 △ 上記以外の者	○ ただし、2 級の第 1 種に相当する操作施工法を選択した者 △ 上記以外の者	△	△	△ 2 級の第 2 種又は第 6 種に相当する操作施工法を選択した者	△ 2 級の第 1 種又は第 2 種に相当する操作施工法を選択した者
2 級建設機械施工技士	第 1 種	○	△	○	△	△	×	△
	第 2 種	○	△	注) ○(△)	△	△	△	△
	第 3 種	○	△	△	△	△	△	×
	第 4 種	△	△	△	△	△	△	×
	第 5 種	△	△	△	△	△	△	×
	第 6 種	△	○	△	△	△	△	×

注) 車両系建設機械（解体用）運転技能講習欄の○(△)については、平成 25 年 7 月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については△、既存のブレーカについては○となる。

よって、1 級（2 種相当）及び 2 級（2 種）の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、運転技能講習規定に基づく講習（科目一部免除）を受講する必要がある。

個人情報の保護について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、試験業務を円滑に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
- 受検申込みの際にご提供いただいた受検申請書類の内容を外部に意図的に公開したり、提供することはありません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者情報、及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。
- ただし、個人情報については、次の目的のために利用いたします。
 - ・「合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)」は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会

ご 注 意

申請書類の虚偽記載は、受検ができません。また、合格が取り消されます。

不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意の上、受検申請を行ってください。

不正の方法により取得した「資格」によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け、若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

平成 29 年 月 日

平成29年度 2級建設機械施工技術検定試験（学科試験のみ）

郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の学科希望受験地

注) 上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

<input type="text"/>	受検申込時の氏名		生年月日
受検番号	フリガナ	(氏) (名)	昭和 年 月 日 平成
<input type="text"/>	漢字		

※受検番号は受検票（平成29年5月29日発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受検申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。
 ※郵便物送付先にしていない現住所の変更については、届出は不要です。
 ※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ	(〒 -)		TEL. - -
住所			

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名	フリガナ	(氏) (名)	→	新氏名	フリガナ	(氏) (名)
	漢字				漢字	

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍	→	新本籍
<input type="text"/>		<input type="text"/>

※同一都道府県内での変更は必要ありません。

④希望受験地変更

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。
 ・受検票のコピー（受検票が到着していない場合は不要です）
 ・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）
 ※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地	→	新希望受験地	理 由
<input type="text"/>		<input type="text"/>	()

⑤その他

()

注 意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
 TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

注) このページをコピーして使用してください。

